

鳥取県立厚生病院院内保育所運営業務に係る仕様書

鳥取県立厚生病院院内保育所（以下「保育所」という。）の運営に係る委託契約は、下記により行うものとする。

- 1 名称
鳥取県立厚生病院院内保育所運営委託業務
- 2 業務内容
鳥取県立厚生病院職員の子である乳幼児を対象とした保育所運営業務全般
- 3 履行期間
令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
なお、契約の日から令和9年3月31日までを準備期間とする。
- 4 履行場所
〒682-0804 鳥取県倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院内
- 5 施設概要
添付図面参照
- 6 保育内容
 - (1) 定員
25名（通常保育23名、病児病後児保育2名。病児病後児がいない場合は、当該人数を通常保育に充てることができる。）
 - (2) 保育日
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く、月曜日から土曜日までとする。ただし、保育日以外の日についても、当院が特に必要があると認めるときは、受託者と協議の上、保育日とすることがある。
 - (3) 保育対象児
産後8週間を経過した日（生後57日）から小学校就学の始期に達する日までにある子
 - (4) 保育時間
通常保育 午前7時から午後7時まで
延長保育 午後7時から午後9時まで
夜間保育 延長保育に引き続いて午後9時から翌日の午前7時まで（週2回まで実施可能とする。）
 - (5) 一時保育
一時的な事情により必要であると認められる場合に保育日の午前7時から午後9時まで
 - (6) 病児病後児保育
病気の回復期等にある乳幼児について、保育日の午前7時から午後7時まで。看護師は、当院の看護師が駆けつけられる対応をとるため、受託者において配置する必要はないものとする。
 - (7) 給食
当院（栄養管理室）が用意し、受託者が提供を行う。
 - (8) おやつ
受託者が準備し、提供を行う。
- 7 委託条件
 - (1) 法令、通知等を遵守し、保育所運営を実施すること。

- (2) 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁育成局長通知。)に基づく認可外保育施設指導監督基準(以下「指導監督基準」という。)を基本として、保育所の運営管理を実施すること。
- (3) 乳幼児の事故が発生しないよう万全の対策を講じること。また、保育施設賠償責任保険に加入すること。
- (4) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)等に基づき、虐待を受けたと思われる児童の早期発見及び通告に対する適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡を図ること。
- (5) 業務上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。契約期間終了後も同様とする。
- (6) 受託業者の交替がある場合は、契約の日から令和9年3月31日までの準備期間において、安定的な保育運営を継続するため、現行業者は、次期業者が行う職員向けの説明会、意思確認、書類・保育に関する引き継ぎを真摯に対応すること。なお、準備期間に発生する費用は、次期受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、本契約の解除又は委託期間満了の際に、当院が他の者と契約を締結することとなった場合には、次期受託者が円滑に業務を遂行できるよう引継ぎを行うとともに、必要なデータ等の提供その他の協力をするものとする。
- (8) 受託者は、当院の承認を受けずに、業務を再委託してはならない。
- (9) 受託者の責任者は、毎年、業務従事者の氏名等を当院へ報告することとする。変更があった場合もその都度報告するものとする。

8 業務区分及び費用負担

- (1) 病院及び受託者の業務区分は次のとおりとする。

区分	項目	病院	受託者
入所手続等	入退所手続	○	
	保育料の徴収	○	
	入所案内の作成及び入所時の説明		○
	利用予定の作成		○
	保育日誌等各種記録の作成、保管		○
給食等	給食の調理及び提供(配膳、給仕、片付けを除く。)	○	
	おやつを提供		○
施設管理 ・ 安全衛生	保育施設の維持管理、改修	○	
	備品(鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)第3条に規定する備品に相当するものをいう。以下同じ。)の購入・補修	○	
	消防施設、電気設備等の点検	○	
	保育施設の清掃、衛生管理		○
職員	業務に従事する職員の健康診断		○
	業務に従事する職員の研修		○
その他	乳幼児の賠償責任保険への加入		○
	その他業務に必要な消耗品(鳥取県物品事務取扱規則第3条に規定する消耗品に相当するものをいう。以下同じ。)の購入		○
	保育士等業務従事者の病院への報告		○
	行政機関からの照会等への回答(保育に関すること)		○

(2) 病院及び受託者の費用負担は次のとおりとする。

区分	項目	病院	受託者
保育材料	保育材料、消耗品（備品に該当しない玩具、絵本、遊具等を含む。）の購入、修繕に係る費用（紙おむつ、お昼寝用布団は保護者持参のため除く。）		○
	保育に関する備品の購入、修繕に係る費用	○	
	入園児の決定、保育料の徴収に要する費用	○	
	入所案内、各種記録の作成に係る費用		○
給食等	給食の提供に係る費用（乳児用の粉ミルクの購入費用含む。）	○	
	給食の配膳、給仕、片付けに係る費用		○
	おやつの提供に係る費用		○
施設管理 ・ 安全衛生	保育施設の維持管理、改修に係る費用	○	
	蛍光灯等施設に付随する消耗品に係る費用	○	
	消防施設、電気設備等の点検に係る費用	○	
	保育設備（児童用ロッカー、机等）の購入、補修費用	○	
	事務設備（職員用ロッカー、事務机等）の購入、補修費用	○	
	日常の清掃、衛生管理に係る消耗品の購入費用		○
職員	業務に従事する職員の人件費		○
	業務に従事する職員の健康管理に係る費用		○
	業務に従事する職員の研修に係る費用		○
	ユニホーム等の被服費		○
その他	施設維持・運営に必要な光熱水費	○	
	業務運営に必要な通信・運搬費		○
	その他業務に必要な備品の購入費	○	
	その他業務に必要な消耗品（業務用パソコン、プリンター等を含む。）の購入費		○
	乳幼児の賠償責任保険への加入費用		○
	その他病院が負担することが相当と考えられる費用	○	
	その他受託者が負担することが相当と考えられる費用		○

※上記の業務区分及び費用負担について定めのない事項、その他協議が必要な事項が生じたときは、委託者及び受託者で協議の上これを定めるものとする。

9 見積について

(1) 以下の条件で5年間分の委託料（消費税及び地方消費税相当額をを含んだ額）の総額を見積もること。

休憩時間の確保等、労働基準法等の法令を遵守した上で、指導監督基準を満たす人件費を含めて見積もること。（法令、指導監督基準を満たせば、配置保育者数、委託料金額の設定方法は、受託者の任意とする。）

【設定条件】

① 通常保育

ア 開園日数 24 日／月（平日 20 日、土曜日 4 日）

イ 開園時間 午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分

※ 開園前の受け入れ準備時間及び閉園後の片づけ時間を見積に含めることができるものとする。

ウ 園児数 23 名（0 歳児 5 名、1 歳児 8 名、2 歳児 8 名、3 歳児 2 名）

エ 職員配置 指導監督基準を満たすこと。施設長（施設の運営統括責任者・緊急時の対応等）を 1 名配置すること。施設長が休暇等で不在の場合は、所属長に準ずる者が所属長の職務を行うこと。施設長は、保育に従事することができるものとする。

② 延長保育

ア 開園日数 24 日／月（平日 20 日、土曜日 4 日）

イ 開園時間 午後 7 時 00 分～午後 9 時 00 分

ウ 園児数 3 名（0 歳児 1 名、1 歳児 1 名、2 歳児 1 名、3 歳児 0 名）

エ 職員配置 2 名

③ 夜間保育

ア 開園日数 8 日／月（週 2 回実施想定）

イ 開園時間 午後 7 時 00 分～翌日午前 7 時 00 分

ウ 園児数 3 名（0 歳児 1 名、1 歳児 1 名、2 歳児 1 名、3 歳児 0 名）

エ 職員配置 2 名

④ 病児病後児保育

ア 開園日数 24 日／月（平日 20 日、土曜日 4 日）

イ 開園時間 通常保育と同様

ウ 園児数 2 名（病児保育室は 1 室のため同症状の 2 名を想定）

エ 職員配置 保育士 1 名（病児病後児が不在の場合は、通常保育を行うことができる。）

※ 看護師配置は病院からの巡回対応とする。

（2）見積書には、委託料の算出方法及び算出根拠を明示すること（別紙可）。